

三 役 挨 拶

一般社団法人 東京都調査業協会
会長 東野 光臣

明けましておめでとうございます。
皆様には、平素より協会活動にご理解ご協力を賜り
厚く御礼申し上げます。
昨年の通常総会に於いて会長に拝命されました。こ
れまでも副会長として協会運営に携わってきました
が、会長職を拝命しこれまでに以上に重責を担い協会
の発展に繋がるよう、また会員の皆様にとってもよ
り良い協会となるように精進して参ります。
私は、平成6年に渋谷区代々木で探偵業を創業、法
曹界専門調査会社と提携しました。
同社で12年間、調査員として主に行動調査に従事
するなか、営業担当として依頼者との打ち合わせや
調査報告なども担当しました。平成18年に現在の
株式会社東野調査事務所を設立し現在に至ります。
独立当初は協力頂ける弁護士なども少なく受注件数
も少なかったのですが、繋がりのできた弁護士との
協力関係を築きご紹介を頂いた依頼人へ「お客様フ
ァースト」の精神で対応を行った結果、弁護士から
弁護士へのご紹介を頂く様になりました。
今は定期的に依頼人をご紹介頂ける弁護士やその顧
問先、更に、ご紹介を頂いた法人との関係が続いて
います。
行動調査は探偵業の根幹となるサービスです。
時代のデジタル化が進み今は生成AIが世界を賑わせ
ています。だからこそ、人が人と会う事を確認し訪
問先を特定して写真を撮影。その状況を的確に報告
する事がより重要になってくると思います。
私が調査実務をしていた当時とは個人情報の捉え方
や通信手段、交通状況など比べ物にならないほど変
わっており、調査の第一線で活躍している会員の方
々に敬意を表します。
探偵調査にとっての「お客様ファースト」とは①依
頼人の望む結果に至ること②調査報告書を見た誰も



が分かりやすく、納得するものでなければならない
こと③更には的確な調査手法により低予算で最大限の
効果を得ること
しかし、最も思慮すべきことは「調査が露見しない」
ことです。
日々、調査にあたる方々には耳にタコが出来るほど
聞いてきた事であると思いますが、改めてお話をさ
せて頂きました。
会長職としては、神谷会長当時から行なっていた他
団体との交流を継続し、更に意見交換や情報の共有
などを活発に行い、調査探偵業が一体となるべく活
動を続けていきたいと思えます。
最後になりますが、会員の皆様や警視庁担当官、各弁
護士協会や消費者センターの皆様の協力により、
調査業界の健全化や職業地位の向上に努めることが
でき、大変感謝しております。
皆様の事業の益々の発展を願い、新年の挨拶に代え
させていただきます。

《 目 次 》

▶ 三役挨拶	1
一般社団法人東京都調査業協会 会長 東野 光臣／副会長 神谷 知宏 専務理事 丸田 太郎／名誉顧問 高橋 新治	
▶ 寄稿	5
警視庁生活安全部生活安全総務課 防犯営業第三係主任 警部 佐山 幹 様	
▶ 都調協行事報告	6
理事会 支部会 委員会 他	
▶ 法律 日常生活での法律解説／第6回	10
ベリベスト法律事務所 弁護士 萩原 達也 様	
▶ 会社訪問／第24回	11
総合探偵事務所ネクストムーブ 代表 日下部 徹	
▶ 特集	14
コミュニケーションツールの進化と限界	

▶ 相談事例集	19
▶ 新入会員の紹介・会員一覧	21
▶ 調査で困ったときの消費者サポートセンター	25
▶ 理事就任挨拶・監事就任挨拶	26
▶ 都調協のあゆみ	28
▶ 協会組織図	29
▶ 倫理綱領・自主規制	30
▶ 広告欄	31
▶ 編集後記	40

三 役 挨 拶



副会長 神谷 知宏

あけましておめでとうございます。皆さまにおかれましては、つつがなく新しい年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

旧年中は会員皆様方に格別のご支援ご鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。

昨年は新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、ようやくアフターコロナへの転換期に突入できたかに思われました。しかし、移行後から再びコロナウイルスの感染が拡大しており、このままエンデミック化する可能性も指摘されております。引き続き感染防止に留意しながら、各種事業を実施して参ります。

一方で、ウクライナ情勢の膠着、中国バブル崩壊の危機、アメリカFRBの利上げと世界情勢は全く予断の許されない状況にあります。それらの影響を受け、わが国でも物価高騰に伴い、消費の落ち込みが続いております。不安続きの情勢ではありますが、当協会は今後も会員の皆様のニーズに応えられるよう、会員の相互交流や関係機関との連携強化に努めて参ります。

さて、当協会では本年度から会長が東野氏に代わり新体制での再スタートとなりました。課題としまして、

1. 会員数の増加を目的とした各支部会の活性化。
 2. 教育研修会を通して会員のみならず探偵業界全体に法令遵守を啓蒙してまいります。
 3. 会員同士の業務のやり取りの架け橋となり、特に新入会員の業務が軌道に乗る様にサポートをします。
 4. 都調協以外の協会の方々と交流を活発に行い、昭和63年の業界一本化に倣い、連絡協議会を設立いたします。
- 終わりに会員皆様方の益々のご繁栄とご健勝をご祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



三 役 挨 拶



専務理事 丸田 太郎



あけましておめでとうございます。

一般社団法人東京都調査業協会会員の皆様におかれましては、平素より当協会活動にご理解とご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。新年のご挨拶ではありますが、実のところ本文は製本の都合上、昨年9月に寄稿しているもので、お読みになっている皆様にとっては少しばかり古いネタになるかも知れませんが、時事をひとつ。

昨年9月「日本版DBS」に関して政府は、検討会の報告書の内容を踏まえた法案を、来月(昨年10月)にも召集が見込まれる臨時国会に提出することを目指し策定作業を進めていました。しかし自民党内からは「性犯罪は更生が難しいとの指摘があり、期限を区切るべきではない」などと異論が相次ぎました。

このため政府は、確認の対象とする範囲をさらに議論する必要があるとして、臨時国会への法案の提出は見送る方向で調整、自民党内の意見も踏まえながら、法案の内容について慎重に検討を続けることになりました。「DBS」とはディスクロージャー・アンド・バーリング・サ

ービス／前歴開示・前歴者就業制限機構の略で、性犯罪歴のある者をデータベース化し、子どもに接する可能性のある職業への制限を可能にする、英国司法省管轄の犯罪証明管理および発行システムのことで、既にイギリスを中心に諸外国で運用されているシステムです。

現状、日本の法律・制度では、教育現場で児童に対するわいせつ行為で懲戒免職になったとしても、保育の現場で働くことが可能です。

なぜならば、教育は文部科学省の管轄であり、保育は厚生労働省の管轄のため、規制が存在しないからです。

加えて教員がわいせつ行為で逮捕されても、3年で復職ができます。保育士の場合は2年で復職が可能です。このように縦割り行政や現状の法制度では、保育・教育現場の性犯罪抑止が出来ておらず「日本版DBS」の整備・運用実施が急がれている訳です。

昨年9月の段階で翌月の法案提出見送り、更には慎重に検討を続けるとのことで、まあ、遅々として進まないのが実際のところだろうと私は予想しております。

もちろん、これまでの「前科情報」の扱いとは異なり民間に情報が流れる可能性が懸念され、更に憲法で保障されている「職業選択の自由」や、過去に過ちを犯した者に更生を促すという観点も考慮すると、慎重かつバランスの取れた議論が必要であることは明白です。

このような新たな情報システムが始まる時に、毎度、思うことは「遠い遠い未来に、我が調査業会も一枚噛ませてもらえないだろうか」という妄想です。そして同時に「常々、警視庁から耳が痛くなるような指導を受ける身で何を言うか」という叱咤が聞こえます。

まずは兎に角、自らの襟を正し、注意喚起を同業者間の相互で行い、業界の浄化を続けることが肝要であります。

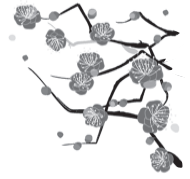
私の寄稿文は最近だいたい文末が同じ結びになっております。



三 役 挨 拶



名誉顧問 高橋 新治



明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、ご健勝にて新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年はコロナウイルスの第五類への移行もあって、インバウンド需要はじめ、国内景気は回復基調を速めました。

一方でロシアによるウクライナ侵攻紛争は一進一退の様相を極め、いつ収束するのか、全く見通しの立たない泥沼化の状況下に陥っております。

自国経済優先の無秩序な国策を進める一部の国によって地球規模の環境破壊を推し進め、温暖化に伴う天変地異は一段と顕著化し、世界各地で想定外の風水害が勃発しています。

昨年の都調協だよりのご挨拶でも「世の中での事件・事故発生の時、その原因解明と事後処理のために、我々調査業へのニーズが生まれる」と申しましたが、昨年も社会の注目を浴びた事件は多数発生、その一つに「B社事件」がありました。

事件の顛末は車検整備に際し『故意に傷をつけて不正な整備業務を行い、損害保険会社に水増し請求するなど、契約者に不利益になる行為を繰り返していた』として、B社および損保業務で親密な関係にあり不正行為を助長していたとされる損保会社S Jに立入検査が入り、双方に行政処分が下されました。

私はこの不正事案が世間に公になった時点でB社の存続は無理と判断し、早晚M&Aの対象になると踏んで、B社の企業価値に関する総合分析調査に取り組みました。

まず、B社の財務分析（直近の決算数値の確定…2022年9月期は一切非公開であるため、社内外の関係筋より決算数値を入手し作成。）つぎに不祥事発覚後の事業環境の変化（客離れによる売り上げの激減…85%ダウン・退職社員の続出による退職金支払い発生・金融機関の貸し剥がしと、つなぎ融資の拒否・ローン会社の契約拒否・損保会社の撤収等々）経営継続上の大波動を生ずることとなって資金繰りは一気に悪化。

なかでも流動資産（特に現預金）は一気に減少し、資金ショートへのカウントダウンが始まります。

この間、9月に入ると大口債権者であり、保全を急ぐ金融機関および個人資産の温存を図る創業者K氏は、経営譲渡先を模索しはじめるなど動きが慌ただしくなりました。

この機を逃さないため、B社の資金調達力の裏付に入ります…資産（動産・不動産）の分析に取り組みました。

まず、全国263店舗の土地・建物の所有状況を確認するため不動産登記の全てを確認すると共に、所有地は路線価の算出、借地の場合は、借地権評価額および所有建物の減価償却後の残存価格算出に基づく建物評価額を算出しました。

更に、前年の決算書を基に直近月の試算表を作成し、流動資産（現預金・売掛金・所有車両台数の確認と評価・投資有価証券の銘柄と評価）を分析すると共に急激な業績悪化に伴う日々刻々と変わる資金需要に対し、いつまで資金繰りが可能かを計算し、B社を買収する立場で見た適正買収価格の算出、買収交渉のタイミング等を、関心があると見られる企業（競合他社・大型スーパー・ファミリーレストラン・ドラッグストア・コンビニエンスストア等）へ持ち掛けたところ、多くの企業から関心が寄せられ資料請求が得られました。

この都調協だよりが発刊される頃にはB社の行きつく先も決まっていると思われますが、果たしてどの程度の価格でどの企業とで買収が成立したのか…。

さて、今年も地球環境はもちろん、政治・経済界は激動が予測されます。

変革の多い年こそビジネスチャンスも数多く訪れます。

辰年は天運にも恵まれ豊かな年となるとされております。

会員の皆様も力量をアップし、機に敏なる年となされ、大いなる飛躍の年として下さい。





寄稿



法令順守による適正な探偵業務

警視庁生活安全総務課
防犯営業第三係長 警部 佐山 幹 様

東京都調査業協会の皆様には、平素から警察行政各般にわたり、深いご理解とご協力を賜り、誌面をお借りして感謝申し上げます。また、貴協会におかれましては、発足以来、業界の健全な発展を目指した会員相互の啓蒙啓発活動を推進し、会員のみならず、非会員の参加を募った教育研修会等、業界全体の公益性や業者個々の資質向上に向けた取組、不適切な業務を行っている探偵業者に対する改善指導など、消費者からの信頼と社会的信用を得るための活動を恒常的に推進していることに対して、改めて敬意を表する次第です。

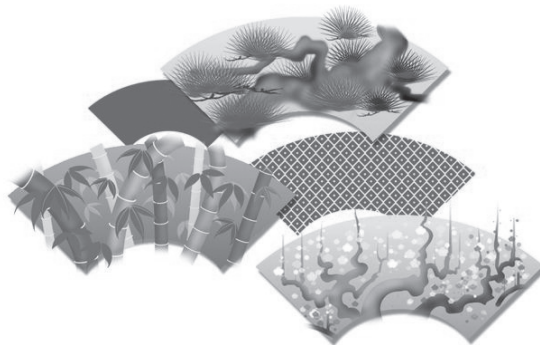
さて、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行されて16年となりますが、東京都公安委員会に届出を行った探偵業者の営業所数は、毎年増加を続け、本年頭には約1080件でありましたが9月下旬には1013件と減少しております。これは、探偵業者による準詐欺事件の発生検挙を受け、都内の全営業所に対する立ち入り検査を実施した結果、既に廃業しているにもかかわらず廃止届出書を提出していない業者を多数確認し、廃止届の提出を指導したことによるものです。また、所在不明業者や廃止予定業者も把握しており、営業所の減少はしばらく続くものと予想され、数年ぶりに営業所数が1000件を下回る可能性があります。

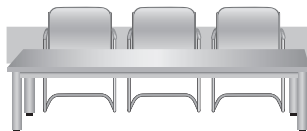
一方で、営業を続けている業者に対する立入検査では、ほとんどの業者が探偵業法を遵守し、各種義務をおおむね履行していることが確認できましたが、一部には探偵業法に規定された義

務を全く知らないまま、調査依頼を受けている業者がいることも判明しました。探偵業法は、依頼者や調査対象者の権利利益を保護することを主たる目的としており、法の遵守そのものが業界の社会的信用を得るために必要不可欠なものとなります。業界全体の遵法営業を実現するためには、監督官庁による指導もさることながら、業界自身の積極的な取組が重要となり、貴協会はその大きな役割を担っていると言えます。会員の皆様におかれましては、引き続き、適正な営業に努めていただくとともに、遵法営業の輪を業界全体に広めていただき、探偵業界の社会的信用を確たるものとしていただきたいと思います。

ところで、本年6月に「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立し、探偵業法も一部改正されたことはご存知でしょうか。具体的には、これまで届け出の都度交付していた「探偵業届出証明書」が廃止となり、一方で、「標識」を営業所に掲示するとともに、原則、インターネットで公開しなければなりません。改正法の施行は来春となりますので、適切な対応をお願いいたします。

結びに、皆様の取組が業界の健全化に反映され、社会的信用が高まることを切に期待しつつ、貴協会の益々のご発展とご健勝を祈念しております。





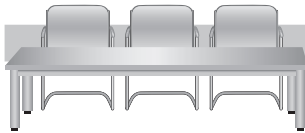
都調協行事報告

協会行事

令和5年	1月 18日	理事会
令和5年	2月 8日	理事会（リモート会議）
令和5年	3月 8日	理事会（リモート会議）
令和5年	4月 12日	理事会（リモート会議）
令和5年	4月 13日	第6回運動不足解消ゴルフ
令和5年	5月 17日	理事会
令和5年	6月 14日	理事会（万世橋区民館）
令和5年	6月 14日	通常総会（万世橋区民館）
令和5年	6月 23日	都調協釣りツアー
令和5年	7月 12日	理事会
令和5年	7月 19日	第75回教育研修会開催
令和5年	8月 9日	理事会（リモート会議）
令和5年	9月 13日	理事会

納涼屋形船

令和5年	10月 11日	理事会（リモート会議）
令和5年	10月 26日	第54回都調協ゴルフコンペ
令和5年	11月 8日	理事会（リモート会議）
令和5年	12月 13日	理事会



都調協行事報告

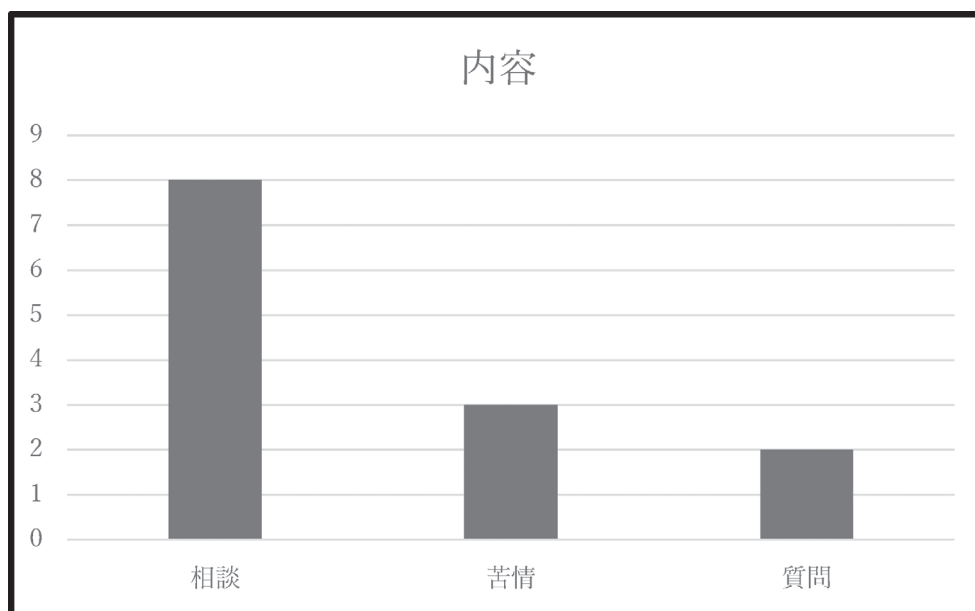
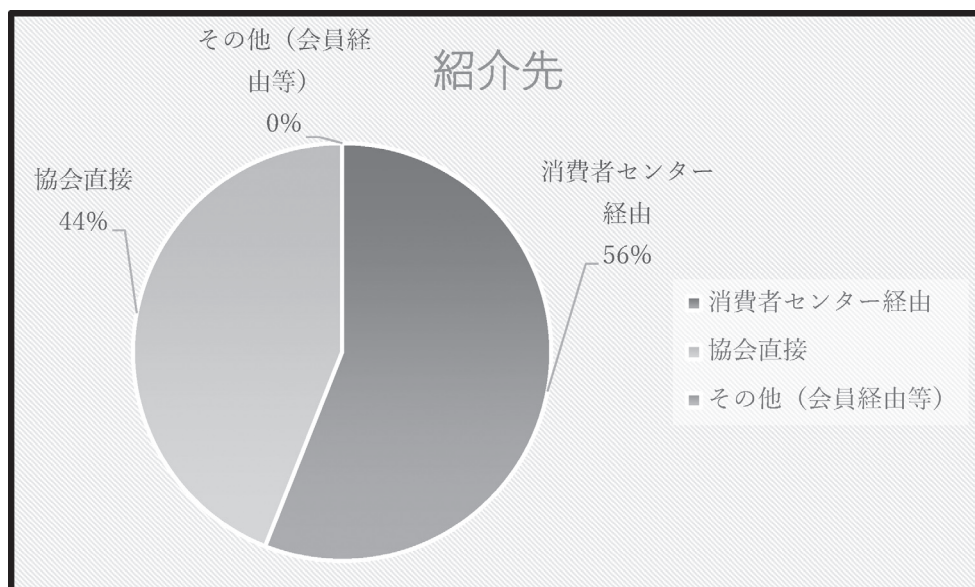


委員会報告

業務適正化委員会 委員長 神谷 知宏

「探偵業の業務の適正化に関する法律」が施行されて17年になろうとしています。
 コロナウイルスが第5類に分類されたため、人々の生活に活気が戻ってまいりました。
 一般社団法人東京都調査業協会も昨年7月に会員・未加盟員の参加を募り、教育研修会を開催いたしました所、100名を超える申し込みがあり、我々の業界も活気を取り戻したと感じました。
 さて協会への苦情は、年々減少傾向にありますますが、会員の苦情はなかったものの未加盟の業者の苦情が何件かありました。
 令和5年度は内容を見ると探偵業を営む上での現場の失敗や契約書のトラブルだけではなく、詐欺グループが探偵を名乗っている事案が増えたように思います。
 協会は教育研修会の実施はもちろんの事、詐欺グループの情報を警視庁に提供をするなど協力体制を取ってまいります。

令和5年4月～令和5年8月データ



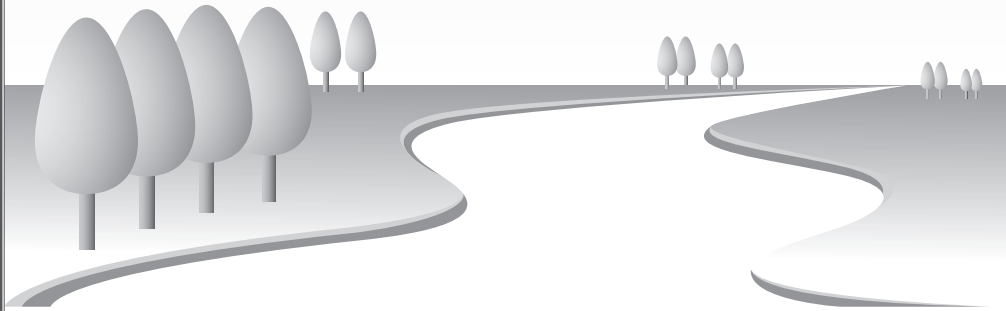
シリーズ記事

日常生活での法律解説

会社訪問

特集

相談事例集



Tokyoto Investigation Service Association

法律

日常生活での法律解説〈第6回〉

■風評被害を受けた場合の損害賠償請求について

今回は、自社が受けた風評被害を解消するためにはどうしたらいいのか、そして損害賠償請求をする方法について、ご説明します。

1. 会社が風評被害を受けた場合、損害賠償請求は可能

風評被害を受けた会社が損害賠償請求の訴訟を起こすことは可能です。

ただし、風評被害を引き起こした犯人を特定しなければなりません。

また、風評によって経済的損失が生じていることを立証する必要があります。

インターネット上の投稿による風評被害の場合、発信元を特定することに苦慮することがあります。

対抗手段としては、損害賠償請求以外にも、サイト管理者に書き込みの削除を求めたり、書き込み内容によっては刑事告訴をしたりすることも考えられます。

2. 風評被害に対する損害賠償の手順・方法

風評被害を根拠に損害賠償請求を行う手順を確認しましょう。

ここではインターネットに誹謗中傷等が書き込まれ、風評被害が拡大している場合の損害賠償請求の主な手順について説明します。

(1) 証拠の確保

まずは、風評被害の元となるインターネットの書き込みをスクリーンショットや写真で撮影して保存するなど証拠を確保する必要があります。

(2) 弁護士から削除依頼を要請

証拠を保存したら、該当する書き込みの削除をサイトの運営者や運営会社に求めましょう。

インターネットの誹謗中傷を放置しておく、書き込みがさらに拡散されてしまい、風評被害が拡大してしまいます。

ただし、サイト側は個人の削除要請にはなかなか応じない傾向にあります。

もっとも、個人の削除要請には応じなくても、弁護士からの削除要請に応じるケースは少なくありません。

弁護士からの削除要請依頼にもサイト側が応じない場合は、裁判所に削除を求めることが可能です。

ベリーベスト法律事務所

代表弁護士

萩原 達也 様



東京都港区六本木1-8-7
MFPR六本木麻布台ビル11階

(3) 書き込みをした人物を特定する

削除要請と同時に、犯人の特定作業も進めなければなりません。犯人を特定するためにはIPアドレスが有力情報です。

さらに、アクセスログも請求しましょう。

IPアドレスはネット上の住所であり、プロバイダなどの情報と合わせると個人を特定する可能性が高まります。また、アクセスログは書き込んだ日時などの証拠となります。

ただし、多くのケースでアクセスログは直近の3ヶ月分ほどしか保管されない傾向があります。

したがって、対応が遅くなればなるほど、犯人特定に繋がる証拠集めが困難になる点に注意が必要です。

(4) 不法行為に基づく損害賠償請求

犯人が特定できたら、不法行為とその因果関係のある被害を立証した上で、金銭的な損害や精神的な苦痛を金銭に換算し、加害者に請求します。

場合によっては、さらに刑事告訴もできます。

悪質な書き込みは、名誉毀損罪等に該当する可能性があります。

3. まとめ

風評被害を受けているときは、ITに詳しい削除請求チームを擁する法律相談事務所にご相談ください。



第24回

会社訪問

『都調協だより』に会社訪問の連載を始めて24回目となりました。
今回の訪問先は「総合探偵事務所ネクストムーブ」さんです。

商号 総合探偵事務所ネクストムーブ
住所 東京都港区高輪3-23-17
品川センタービルディング 4 階
電話 03-6721-6636
代表 日下部 徹
設立 2016年
届出 第30160127号



■会社の紹介をして下さい。

創業以来、品川駅の高輪口からすぐの場所に事務所を構え探偵業に従事しています。
※来年、品川駅周辺の再開発により事務所が入るビルの取り壊しが決まっており、現在候補地を探しているところです。
調査内容としましては、主に個人様からの浮気調査や素行・行動調査、法人様からの素行・行動調査を承っております。

■代表のご趣味は？

強いて言えば温泉です。子供の頃、自宅近くの場所に温泉地があり、よく利用していた経緯があります。温泉地によって、温度、色、香り、泉質、効能、浴槽の大きさやかたち、立地などそれぞれ違いを感じられるところが大好きです。今後、道後温泉を訪れてみたいと思っています。

■この仕事を始めるきっかけは？

あまりこれといったきっかけになるような理由はなく、何らかのメディアで見て、得体のしれない、秘密めいた、探偵という仕事を内側から見てみたいという強い好奇心にかられて、前職のIT系の業種から探偵業に足を踏み入れました。
全く予備知識や経験のない、考えても想像のつかない業種であった為、もちろん好奇心は

あったものの不安もしっかりあり、当初は探偵という仕事が合わなければ元の業種に戻ろうとも考えていました。パソコンを使用してプログラム設計などデスクワークをしていた私が、探偵という仕事にまず体力や頭が適応できるのか、継続できるのか、そして気持ちの面でやりがいを持てるのかなど、まずは自分を試し納得のいくかたちで判断できるよう、全力で仕事に取り組んでいたことを覚えています。

■探偵を始めてみてどうでしたか？

まず某大手探偵社で調査員として携わる機会を得て探偵業の一步を踏み出すことになりました。想像していたとおり勤務時間は不規則で休暇や睡眠時間は確保できず、終始緊張もほぐれることはなく、特に体力面が問題となり、続けられずに辞めることになるのではという不安を常に抱えながら、一方では同じ案件でさえ、毎回調査の進め方や環境の違い、場合によっては目的までも変わるといった型通りではない、決まりきったものはないといったところから、それまでにはない新鮮味や高揚感、そしてやりがいを感じ「ハマる」といった感覚を持つようになりました。
またこれは少し時間を経てからとなりますが、さまざまな問題を抱え悩みそして行き詰まりご自身ではどうにもならない状況にいる依頼人と共に直接問題解決に関わるようになると、



第24回

会社訪問

その人にとって探偵が最後に相談できる場所であり頼れる場であること、疲弊しているにも関わらず勇気を振り絞って相談に来ること、そしてその背景や過程、現状などが分かることで、それまで以上に調査、探偵業に対する姿勢や考え方など、真摯に取り組むようになったように思います。そして問題が解決しその見通しがついたことで、今までとは違った依頼人の穏やかな表情を見たときに探偵という仕事の魅力や必要性をより一層感じるようになりました。

勿論、これまで調査員から独立開業し現在に至るまで、探偵業に携わっているのは、自分自身がなりふり構わず無我夢中に取り組んできたからといった理由のみではなく、周囲の環境に恵まれ支えられてきたことが大変大きいと感じています。何か問題にぶつかると、自分のことのように一緒になって考えてくれたり、背を押してくれたり、励ましてくれたり、そして結果に対してしっかり評価してくれたりといったことがあったからこそ、現在があると思っています。

■調査の具体的な方法やコツはございますか？

基本的な考え方で恐縮ですが、「依頼人はどのような問題を抱えていてどのような目的を持って調査を依頼しているのか」ということをしっかり念頭に置いて調査を行うこと。この目的さえしっかり把握できていれば、調査を実施するにあたり本筋から外れることやまた迷うことはないと思いますので、大切なことと考えています。

その他、行動調査ということで具体的にお話しさせていただきますと、これも極めて基本的なことですが、発覚・失尾・見落としの可能性が低いと考え、はじめて撮影を行える状況と判断する。対象となる方の情報（容姿も踏まえ）に関し必要と思われることは前もって調べるなど準備する。先入観を持たず「○○かもしれない、○○の可能性もある」という考え方に留める。そして撮影は最終的に提出する報告書に必要なと考えるものを優先に撮影する。このように結局のところ基本が大切なように思います。

また調査以外でも、日頃から常にいろいろなものに関心を持ちアンテナを張っておくこと。気になったことは調べてみたり考えることも必要ですし、実際、使用してみたり経験することも、後々、探偵として洗練されていく要素になると思っています。

■思い出に残る調査(出来事)、忘れられない依頼人は？

今までに全国47都道府県以外に、数は多くありませんが海外でも、パリ、シンガポール、上海、香港、ソウル、台中、ハノイ、ハワイ、グアムなどで調査を行っており、それぞれ忘れられない出来事があります。例えば、パリでの行動調査では、いきなり初日の尾行中、高速列車TGV（日本では新幹線）に乗り数時間、北から南の都市のマルセイユへ向かうことになったり、そこで車が必要となりレンタカーを借り尾行をはじめると、終始ボンネットがブルブル震えるような古い車であったり、観光地から少し離れるとアジア系の人種が極端に減り、相当な距離をとり尾行しても目立つという状況も経験しました。また上海ではタクシーを利用し高速道路を移動したのですが、運転手に急いでいると伝えたところ真面目な方で必死になってくれたのは良いのですがクラクションを鳴らしっぱなしの状態でジグザグ走行されるという経験もしました。その他、台中では張り込み場所付近に居住している現地の方（のちに大学教授と分かる）から好意を持っていただき、流暢な日本語で長時間話しかけられ「自宅にお茶を飲みに来ませんか」と言われる経験も。海外での調査は、毎回難易度が高いと考えて調査に臨むことが多いのですが、いい意味で緊張感を持続できているからなのか、必要な確認事項や判明事項、証拠映像など成果を出し終了しています。

■会社の目標を教えてくださいませんか？

シンプルに、個人様、法人様からの自社請けの案件数を増やすことです。質を落とすことなく、安全に確実に調査を遂行できるように、新しい機材を試し取り入れ



第24回

会社訪問

ることや技術を身につけること、また今までにない発想なども大切にしながら、常に今以上に追求していきたいと思っています。

■業界の今後について展望をお聞かせ下さい。

今後も世の中に民事での人間関係などのトラブルはなくなり、個人様、法人様などに関係なく、新たな種類のトラブルも増えると考えています。探偵業が今まで以上にクリーンで公正な印象を持たれるようになること、そして身近に感じてもらえるようになることで、益々依頼や利用する方にとって、有益で必要とされるサービスになると考えています。

昨今、家電量販店やネット通販サイトなどには、テクノロジーの進歩に伴い一般の方でも容易に扱えるさまざまな機器が増えていますし今後も増えると思います。しかし、それらの機器を揃えれば誰もが一朝一夕にプロの探偵と同様のレベルで調査を真似できるものではないと思っています。やはり専門的な知識や経験などノウハウを生かし、法令を遵守し客観的に、そして柔軟に対応することでそれぞれの目的に合った精度の高い成果を生み出すこと、また問題解決に導くことはプロの探偵にしかできないと思っています。

社会において今まで以上に探偵業の役割や必要性を認識してもえるよう、そして安心してサービスを利用してもらえるよう信頼関係の構築へ向けて一つひとつ誠心誠意取り組む必要があると考えています。

最後に、今回「会社訪問」を頼まれたことで、私にとって過去を見つめ直す有意義な機会をいただけたと思っています。

有り難う御座いました。



特集

コミュニケーションツールの進化と限界



社会を生きる我々にとって、なくてはならないコミュニケーション。「自分の意思を発信し、相手の意思を受け取り理解し合うこと」これがコミュニケーションの基本的な形です。

通信技術の発達により様々なコミュニケーションツールが開発され、特にSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）は仕事、プライベート問わず日常的に利用されており、もはや必需品といっても過言ではないでしょう。

最近の出来事でいえば、2022年10月にイーロン・マスク氏がTwitterを買収、2023年7月にTwitterの名称が「X」に変更され、同月にはXのライバルアプリInstagramから派生した新SNS「Threads（スレッズ）」がリリースされ話題となりました。

文明社会の中で進化してきたコミュニケーションツールですが、近年それに伴う問題が深刻化してきています。本記事ではコミュニケーションツールの進化の歴史や、現代のコミュニケーションツールが抱える問題について触れながら深く掘り下げていきたいと思います。

【コミュニケーションツールの進化と歴史】

言葉、手紙、電話、メール、この世に存在するコミュニケーションツールは全て、人々の社会性を強化する為に進化してきました。

以下、コミュニケーションツールが誕生した時代背景とその進化についてみていきましょう。



特集

1. 対面コミュニケーションツール

狩猟採集の時代、人々は共同生活の中で協力して大型哺乳類を狩猟し生活をしていました。ゲーム理論という学問でもありますが、狩猟を行うのであれば「協力して大物」というのが基本的な考え方であり、主に体を使ったコミュニケーションツールが重要であったと考えられます。



- ・言葉
- ・アイコンタクト
- ・ボディーランゲージ

現代だとチームスポーツがわかりやすいかと思いますが、非常にシンプルで扱いやすく、意思疎通が素早く行えることから、現代でも広く利用されています。

2. 原始的な遠隔コミュニケーションツール

移住から定住へと人々の生活が変化し、村や国同士の交流が活発になるに連れ、遠隔でのコミュニケーションが必要となりました。

紀元前数千年、世界最古の文明とされるメソポタミア文明では手紙のやりとりが行われており、この時代は村同士、国同士の争いも頻繁に行われていた為、煙や楽器などをコミュニケーションツールとして利用していました。

こうした時代背景をたどると、文明社会の広がりと共に遠隔でのコミュニケーションツールが発達したと考えられるでしょう。



- ・手紙
- ・のろし
- ・手旗
- ・楽器

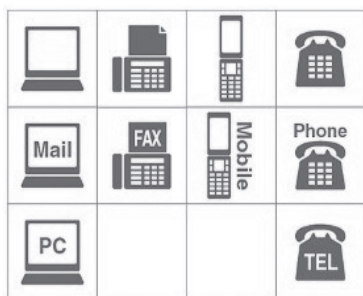
現代では以下の遠隔コミュニケーションツールが主になり、多くが衰退することとなります。

3. 電気通信を利用した遠隔コミュニケーションツール

1800年代に電気で情報を送る電信が発明され、1876年に音声をそのまま送ることができる電話が発明されました。

1900年代はじめには電波で情報を送ることができるようになり、現代に至るまで、人々の遠隔コミュニケーションを飛躍的に発展させることとなります。さらに、1973年にFAXが登場すると、図や写真など文字以外の情報も正確に送られるようになり、遠く離れていても即座に、正確にコミュニケーションを行うことができるようになりました。

特集



- ・ 電話
- ・ FAX
- ・ メール

これらの登場により人々のコミュニケーションはより円滑に行われるようになり、正確、的確な業務遂行を可能としました。

4. 現代のコミュニケーションツール

1990年代にインターネットが登場したことにより、人々の遠隔コミュニケーションはさらに飛躍しました。遠隔コミュニケーションは機械を介して行うことが当たり前になり、また、IT技術の発達に伴い、現代ではさまざまなコミュニケーションツールが開発されています。

現代のコミュニケーションツールといえばSNSが思い浮かぶと思いますが、SNSの最初の登場は、1997年にSixDegrees.comというサイトが開設されたことによります。SixDegrees.comは、ユーザーがプロフィールを作成し、友達とのつながりを作ることができるサービスでした。しかし、当時のインターネット環境やテクノロジーの制約から、一般的な普及には至りませんでした。



その後、現代に馴染み深いFacebookが2004年に登場、当時は学生を対象にしたSNSとしてスタートしましたが、その後一般公開され急速にユーザー数を増やしました。Facebookの成功を受けて、X(旧Twitter)やInstagramなど、さまざまなSNSが次々と登場し、世界中で広く利用されています。

- 主なSNS
- ・ Facebook
 - ・ X(旧Twitter)
 - ・ Instagram
 - ・ LINE

SNSの登場により世界中の人々とのコミュニケーションが可能になりました。SNSはコミュニケーションツールの枠を超え、ビジネスやマーケティングのツールとしても利用されています。

【SNSとは？コミュニケーションツールとして生まれたSNS】

そもそもSNSとは「Web上で社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築可能なサービス」のことであり、主目的は個人間のコミュニケーションにあります。

コミュニケーションツールとしてのSNSは、対面でのコミュニケーションに制約がある場合でも、世界中の人々をつなげる機会を提供しました。地理的な距離や時間の制約を超えて、友人や家族だけでなく、異文化や異なる国の人々とも簡単に交流することが可能になったのです。さらに、SNSのプラットフォームは、多言語対応や国際的なユーザーベースを持っており、異なる国や文化の人々とのつながりを築くことで異文化理解や国際交流が促進され、世界中の人々との交流の幅も広がりました。

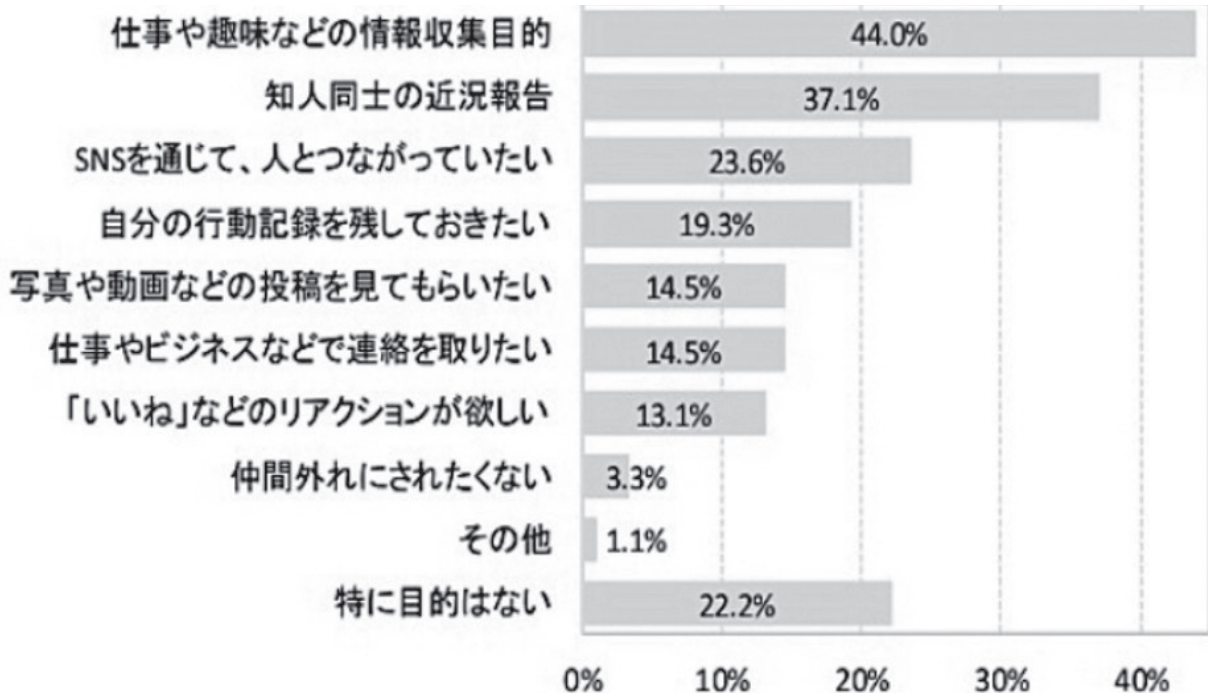
また、SNSを通じて情報や意見を自由に発信することもできます。これにより、複数人と同時に意見交換やディスカッションが可能になり、異なる視点や意見を得ることができます。

特集

ただし、SNSを通じたコミュニケーションには言語や文化の違い、情報の信憑性などの課題も存在します。異なる文化や言語を理解し、情報の正確性を確認することが重要です。

【SNSはコミュニケーションツールの進化系なのか？】

SNSの登場により、確かに人々の社会性はより強化されました。現代ではSNSはコミュニケーションツールとしての枠を超え、その利用目的が多様化しています。

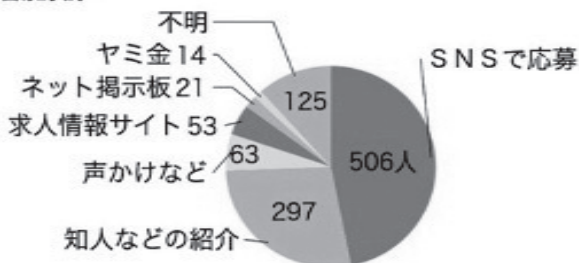


(出典：https://ictr.co.jp/report/20220517-2.html/)

グラフは近年におけるSNSの利用目的についてのアンケート結果ですが、コミュニケーションを行うことの他に、情報収集や承認欲求を満たすことを目的に利用する人々が多いことがわかります。様々な目的で人々に利用されるようになったSNSですが、近年それに伴い、多くの問題が深刻化してきています。

特殊詐欺実行役の「入り口」

今年1～7月に摘発された1079人の内訳
警察庁調べ



(出典：https://www.asahi.com/sp/articles/ASRB35PY5RB3UTIL007.html)

左の図は2023年1月～7月に摘発された1079人の特殊詐欺の被害金品を受け取る「受け子」などの実行役になった経緯が載っています。半数近くはSNSを通じた応募で、SNSが最近話題の「闇バイト」に利用されている実態がわかります。SNSが闇バイトに利用されてしまう理由としては、SNSは社会経験の乏しい若者の利用率が高く、情報の共有や拡散が容易であり、一般的なバイトとあわせて闇バイトの情報も広まる可能性があるということや、匿名で参加者を募ることができる為、身元を隠して活動することが可能であることなどが挙げられます。

特集

また、承認欲求を目的とした利用においても問題が発生しています。SNS上での投稿やコメントによって自分の存在や能力をアピールし評価を得る（いいねをもらう）ことで自分の承認欲求を満たすことができますが、承認欲求が過剰になると、他人を攻撃したり、問題行動を起こしてしまう可能性があります。「いいねをもらいたい」という承認欲求と「他者にマウントをとりたい」という承認欲求の相乗効果によって爆発的に世間へ拡散し、会社や個人に対して甚大な被害をもたらす場合もあります。近年よく耳にする「バイトテロ」や「誹謗中傷による自殺」などはSNSによって増大し、投稿した本人は莫大な損害賠償を課されるなど深刻な社会問題になっています。SNSの登場、普及により人々の社会性は強化された一方で、これら多くの問題が原因で自らの社会性を失う人々も生まれているのです。

【始まる規制、コミュニケーションツールとしての限界】



SNSは通信環境があれば誰でも簡単に利用することができます。アプリをダウンロードしてから実際に使えるようになるまでの時間が1～2分かかりますが、言い換えると1～2分で世界中の人々と繋がることのできるのです。SNSを誰もが適切に運用することができれば、更に豊かな社会になることでしょう。しかし、そう上手くいかないのが現実です。SNSの利用は今後も増えていくと予想されますが、社会問題の深刻化に伴って規制も増えていくことが予想されます。実際に中国では政府が国民の利用できるSNSを制限しており、日本でもSNSを禁止する学校などが増えています。他にも規制に向けた動きが活発に行われている国もあります。

また、最近InstagramのThreads（スレッズ）やX（旧Twitter）が話題になりましたが、端的にいえば、ThreadsはXと比べて投稿できる文字数が増えただけであり、Xは商業向けの機能が追加されただけでした。他にも基本的な機能に多少の変化があったようですが、誰もが期待していた新しい革新的なコミュニケーションツールとはなり得ませんでした。

こうした状況を鑑みると、コミュニケーションツールは限界を迎えているように見受けられます。対面から世界中の人々へと我々に社会の広がりを提供したコミュニケーションツールですが、問題ばかりが目立つようになったコミュニケーションツールに、これ以上の発展を望むことは難しいのかもしれません。



相談事例集

このページではこれまで都調協会員に寄せられた様々なご相談の中から、印象深い一例をご紹介します。

(※守秘義務により、相談者名及び担当者名は匿名とさせていただきます。)

【ご依頼者：男性80代（対象者：ご主人48歳）】

ある日の夕方、「夫が家出した。3日前から帰って来ないので探してほしい。」との依頼が入りました。

電話でお話をお聞きすると、結婚してからご主人は無断外泊などした事はなく、夫婦円満だったとのことでした。

奥様はいわゆるバツイチでお二人の子持ちだったのですが、養子縁組をされて、ご主人とも順風満帆な日々を送っていらっしゃいました。その優しかったご主人が置き手紙を残して家出とは、まさに青天の霹靂…。

小学生と幼稚園のお子様がいらっしゃることで、取り急ぎご自宅まで伺うことになりました。神奈川県某市にあるS様のご自宅は、閑静な住宅地の新築2階建ての佇まいでした。

玄関のインターホンを押し名前を名乗ると、2階のリビングへと通されました。

お二人のお子様達は「お義母様が見ていますので」とおっしゃって、3日前の置き手紙をお見せいただくとともに、その経緯を詳しく伺いました。置き手紙には「疲れました。探さないでほしい。」とありました。

ご主人のお父様の話では、結婚する前にも二度家出をされたことがあり、警察に保護されたこともあるということでした。しかし今は結婚もされ、そういったこともすっかり落ち着いていると思っていたようでした。

お父様やお母様は、お嫁さんから息子が置き手紙を残し家出されたと連絡を受け、はるばる遠方より飛んで来ていたのです。

置き手紙の文面から、一刻も早く調査着手をしないと、生命に関わるようなことにもなりかねないと判断しました。そしてプロファイリングチームをご自宅に向かわせるとともに、お父様にはご契約のため事務所へと移動していただきました。

家出、行方調査は初動が大切です。

1週間以内のお届けであれば発見率は非常に高いのですが、それが1ヶ月以上も経過をしていたりすると協力者の記憶も曖昧になり、時間がかかることがあります。

今回のS様の場合は、早い初動とプロファイリング、多数の調査員を動員しローラー作戦を決行

したところ、神奈川県に隣接するある町のパチンコ店に「住み込みで働きたい」と若い女性と二人で現れたことが判明しました。

その情報から、ご主人を尾行すると、とあるアパートの一室に入って行きました。その翌日、ご主人が若い女性と部屋から出て来たところを現認しました。

証拠のビデオ撮影をした後、調査員からお父様に報告をしました。

自殺の恐れがあると思っていたご両親は息子さんが浮気をしていたことに大変ショックを受けました。ご両親は息子さんを迎えに行き、ご実家に連れ帰り暫く冷却期間を置きたいと話しました。

家出には多くの原因があります。

今回のS様の案件は女性が原因でした。ご主人のご両親からの提案により、S様にはその事実を伏せ、疲れた心を暫くの間ご実家で癒すということにしました。

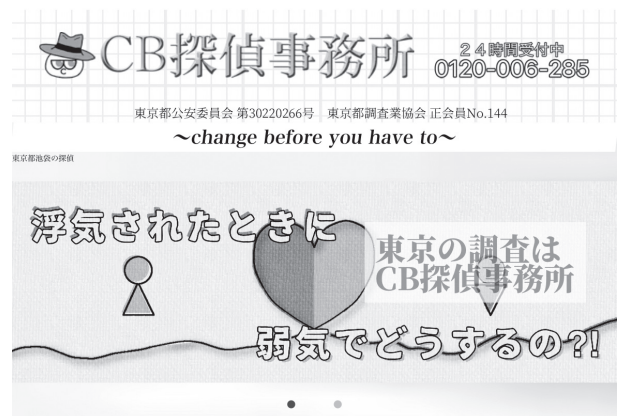
ご家族の話し合いにより半年ほどご実家で過ごされ、女性とも別れ、家庭へと戻って行かれたのでした。

ご相談者にとってどのようにすれば一番よいのかを考え、時として調査中も調査後も、アドバイスやカウンセリングが必要になってきます。

今回の場合は、ご両親も含め今後のことを踏まえじっくりと話し合い、まずはご主人が家庭に戻りやすい環境をつくることに重きを置きました。そして、調査、アドバイス、カウンセリングを行い、その結果、すべてが丸く収まった良い例だと思います。







会 員 一 覧

(株) テイタン	中央区	TEL 03-3564-1351
アーガスリサーチ	荒川区	TEL 03-3801-1122
(株) ティー・ディー・エー	新宿区	TEL 03-6457-8110
(一社) 日本儀礼文化調査協会	千代田区	TEL 03-5379-3881
山口会計事務所調査部	立川市	TEL 042-537-3111
(有) 英探偵事務所	八王子市	TEL 042-620-8723
(株) アビリティオフィス	港区	TEL 03-6206-1511
品川調査事務所	品川区	TEL 03-5437-5455
(株) T M R	千代田区	TEL 03-3219-5391
青木ちなつ探偵調査	足立区	TEL 03-6806-3338
(株) アール・アンド・アイ	品川区	TEL 03-5798-4688
(株) ティー・アール・エス	港区	TEL 03-3454-3681
井原探偵事務所	港区	TEL 03-6869-1685
ステイシー総合調査室	港区	TEL 03-6435-0096
コレクト民事調査事務所	新宿区	TEL 03-3209-7100
ヒューマン探偵事務所	渋谷区	TEL 03-3780-4880
(株) 磯部調査事務所	新宿区	TEL 03-3353-5733
(株) T S C	千代田区	TEL 03-3255-3001
鮎川調査事務所	千代田区	TEL 03-3263-7037
(株) 東野調査事務所	港区	TEL 03-6273-3290
(株) 児玉総合情報事務所	中野区	TEL 03-3365-0015
(株) Japan PI	新宿区	TEL 03-3362-3939
(合) T.I.U	中央区	TEL 03-6447-9161
(株) M R 東京本部	新宿区	TEL 03-5396-2444
(株) シークレットサービス	新宿区	TEL 03-3363-7591
(株) スターライト	新宿区	TEL 03-6273-1771

会 員 一 覧

レストルジャパン 2 1 (株)	千代田区	TEL 03-5820-1884
なのはな探偵事務所	千代田区	TEL 03-6261-2044
A L G探偵社 東京	新宿区	TEL 03-6304-2807
東洋情報研究所	港区	TEL 03-5770-5740
総合探偵事務所ネクストムーブ	港区	TEL 03-6721-6636
(株) T e R	目黒区	TEL 03-5731-0064
(株) J . P . A .	豊島区	TEL 03-6802-8160
バーチリサーチ	大田区	TEL 090-1016-6794
P I ジャパン	品川区	TEL 03-3713-6534
(株) 愛晃リサーチ	港区	TEL 0120-54-5432
A O I 総合調査	足立区	TEL 03-6336-6790
ツイセン (株)	墨田区	TEL 03-6659-5946
(一社) 警備員信用審査協会	東村山市	TEL 080-3966-5318
(株) 九段調査事務所	千代田区	TEL 03-5357-1771
(株) 株式会社 E C I	千代田区	TEL 03-5289-4689
事件相談古村事務所	新宿区	TEL 03-6273-0550
(株) H R C	千代田区	TEL 03-5820-1881
横浜青山探偵事務所	中央区	TEL 0120-100-267
小山田探偵事務所	豊島区	TEL 080-6790-0311
アシスト探偵事務所	北区	TEL 0120-970-166
世田谷探偵事務所	世田谷区	TEL 03-6826-2727
JM2探偵事務所	千代田区	TEL 03-5577-6023
(株) 探偵.com	中央区	TEL 080-2379-2368
(株) 誠・シークレット・サービス ・コンサルティング	目黒区	TEL 03-5724-3994
(株) AGEX INTERNATIONAL	港区	TEL 03-6812-9992

会 員 一 覧

探偵事務所フリーリー	中野区	TEL 0120-348-678
CB探偵事務所	豊島区	TEL 0120-006-285
東京ベイ調査事務所中央	中央区	TEL 03-6222-8777
北村探偵事務所	目黒区	TEL 090-4534-9207

<賛助会員>

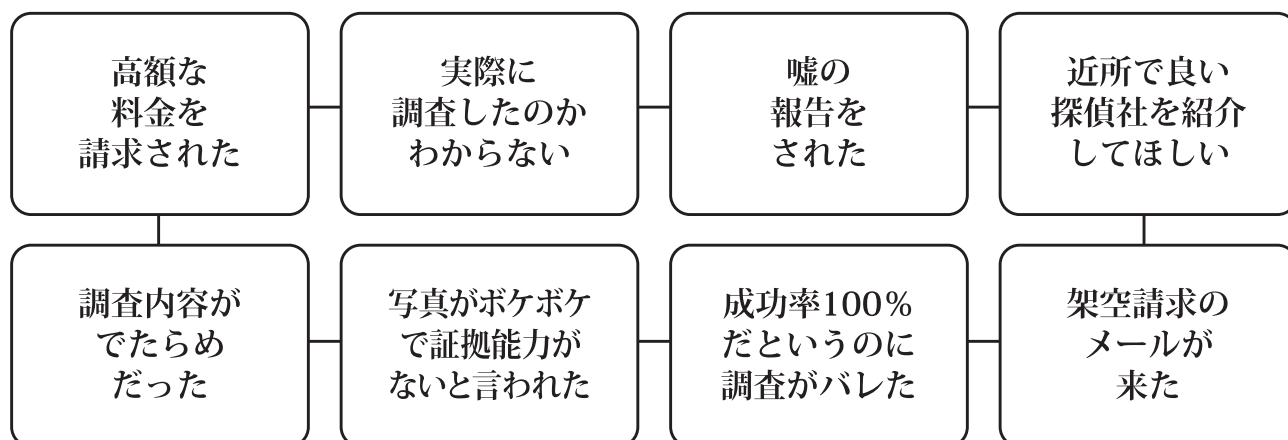
家樹(株)	中央区	TEL 03-3538-8220
ベリーベスト弁護士法人	港区	TEL 03-6234-1585
I R S 総合調査埼玉	埼玉県	TEL 049-263-4661
渡邊調査事務所	埼玉県	TEL 048-793-7185
千葉事務所	千葉県	TEL 090-4070-2682
坂田探偵事務所	茨城県	TEL 080-1077-1335
(株) MAGOKORO	千葉県	TEL 0120-547-225

〔東京都調査業協会 2024年行事予定〕

1月 17日 新年会
2月 27日 麻雀大会
4月 22日 ゴルフコンペ
5月 22日 通常総会
7月 23日 教育研修会
10月 24日 ゴルフコンペ

調査で困ったときの消費者サポートセンター

★★★こんな時には…★★★



突然ふりかかった人生における一大事、あなたはまず誰に相談しますか？
 問題解決の第一歩は調査会社選びです。しかし、実際に信頼できる調査会社はどこなのか、依頼した調査会社に対するクレームや調査会社を名乗る架空請求をどこに相談したらよいのかわからないなど、「調査会社」に関する消費者の悩みはさまざまです。そんなときに役立つのが一般社団法人東京都調査業協会の相談窓口「消費者調査サポートセンター」です。

消費者調査サポートセンターのご案内

一般社団法人東京都調査業協会では、消費者の皆様から調査に関するご相談、ご依頼を承る『消費者調査サポートセンター』を設置しております。

この『消費者調査サポートセンター』では、当協会において一定の基準を満たした優良な会員がご相談を担当させて頂いております。

下記フリーダイヤルにお気軽にご相談下さい。

調査に関するご相談は・・・

**消費者調査
サポートセンター**

専用フリーダイヤル

トーク ヨクマル

0120-109-490

東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル402号 一般社団法人東京都調査業協会 事務局内

理事就任挨拶

株式会社MR 東京本部
代表取締役 岡田 真弓

新春の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年の通常総会において理事を拝命し、重責に身の引き締まる思いですが、調査業界発展の一助たるべく誠心誠意努力いたす所存でございます。

理事就任にあたり一言ご挨拶申し上げます。

まず初めに、前会長の神谷氏には、調査業界の発展に多大な貢献をなされたことに尊敬と敬意を表します。

私は今まで「すべての人に探偵を身近に感じて欲しい。探偵の依頼の敷居を下げたい」そう願って活動を続けて参りました。

皆様もご存知のように浮気や家出など簡単に他人に相談出来ずに、1人で悩み苦しみ、悲しい結末を迎えてしまった方は少なくありません。探偵でしか解決出来ない問題が多くあると感じています。

それらの問題解決に当たり、探偵業界に関わる方の地位向上が必要だと意識しています。

一般社団法人東京都調査業協会を取巻く厳しい環境を乗り越え、創立38周年に向かって、当協会加入のさらなる促進と共に、より横の繋がりを強固なものにし、業界の発展に寄与したい所存です。

会員及び調査業界並びに協会の発展のために活動を推進してまいりますので、一層のご指導ご鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

世田谷探偵事務所
野田 純之介



時下 一般社団法人東京都調査業協会会員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

昨年開催された通常総会におきまして、理事に選任いただきました野田純之介と申します。

私が当協会に入会したのは約2年前のコロナ禍の最中で、協会としての活動は自粛をやむを得ない情勢であり、皆様と初めて顔を合わせたのは令和4年度の通常総会でした。

当時の私は社会に出たばかりで右も左も分からず、恐れながら申し上げますと、『協会とはなんぞや』というのが素直な感想でした。

それから当協会主催の教育研修会やイベント等に参加する中で、当時の神谷会長を始め多くの方々にご指導いただき、探偵としてだけでなく、人間としても成長させていただいたこと感謝申し上げます。

まだまだ駆け出しで、成長途中ではございますが、協会のおかげで今の私があると思っております。

さて、そのような私もこの度の理事拝命に伴い、業界や協会の円滑な運営、発展を考えることができる栄誉あるお役を拝命いたしました。

まだまだ甘えていたかったというのが正直な気持ちではございます。

しかしながら、今後そのような甘えを捨て、協会の下で助けていただくのではなく、上に立ち引っ張っていかねばならないと思っております。

今現在、理事の職務を遂行するに当たって、改めて責任の重さ、自分の力不足を実感しているところではございますが、皆様のお力になれるような協会作りを目指して邁進してまいります。

私は諸先輩方と比べて業界歴・協会員歴共に短く、「力不足」「分不相応」との声が上がっても仕方がないと理解しております。

改めてそのような私が理事に選任いただいた意味をしっかりと理解し、自分の役割を全うしていきたいと思っております。

最後になりますが、私はまだまだ未熟者でございますので、皆様に今後ともご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます、理事就任の挨拶とさせていただきます。

監 事 就 任 挨 拶

P I ジャパン
荒井 一也



一般社団法人東京都調査業協会会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

昨年開催した通常総会にて、監事に就任させていただきましたP I ジャパンの荒井一也と申します。就任に際し、身に余る光栄と存じておりますが、責任の重さを痛感し身の引き締まる思いです。

さて、新型コロナウイルスの感染拡大から丸4年が経過しましたが、未だ完全な収束とはなっておりません。加えてロシアによるウクライナ侵攻、急激な円安や物価の高騰など日本社会を取り巻く環境は厳しさを増しており、調査業界も厳しい状況に置かれております。

また、昨年10月から消費税インボイス制度が始まったことで新たな経営負担が発生する等、これからも厳しい状況が続くものと思われまます。

こうした課題が山積する状況下でございますが、「ピンチとチャンスは紙一重」と申しますように、この試練を前向きに捉え、会員の皆様をはじめ、関係団体ならびに各種官公庁などと力を結集させていただき、協会と業界の発展を目指して、一般社団法人東京都調査業協会を側面から支えさせていただきます。

理事会による適切な会の運営がなされるべく監査業務を遂行し、さらなる繁栄に向け、誠心誠意尽くしてまいります。

皆様のご協力ご支援を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

都調協のあゆみ

一般社団法人 東京都調査業協会のあゆみ

一般社団法人東京都調査業協会は1988年（昭和63年）政府認可を受け、警察庁所管の社団法人日本調査業協会の中核団体として発足し、都内各地域に4支部を有して活動を続けています。

当協会は探偵・調査業界の健全化を図るため、管轄警察署への定期的訪問を通じて、業界の現状説明や苦情処理活動等の活動を行っております。

更に、各区役所相談窓口、国民生活センター及び各消費者保護団体を通して、情報交換、対策等を兼ねた「無料消費者セミナー」を随時開催して、消費者保護団体から厚い信頼を受けております。

当協会は平成18年（2006年）6月に施行された探偵業の業務の適正化に関する法律（探偵業法）に規定する調査契約書・重要事項説明書を警視庁の指導の下に作成し、各会員に対しその使用を勧め、一般消費者を保護し、法令遵守を図っています。

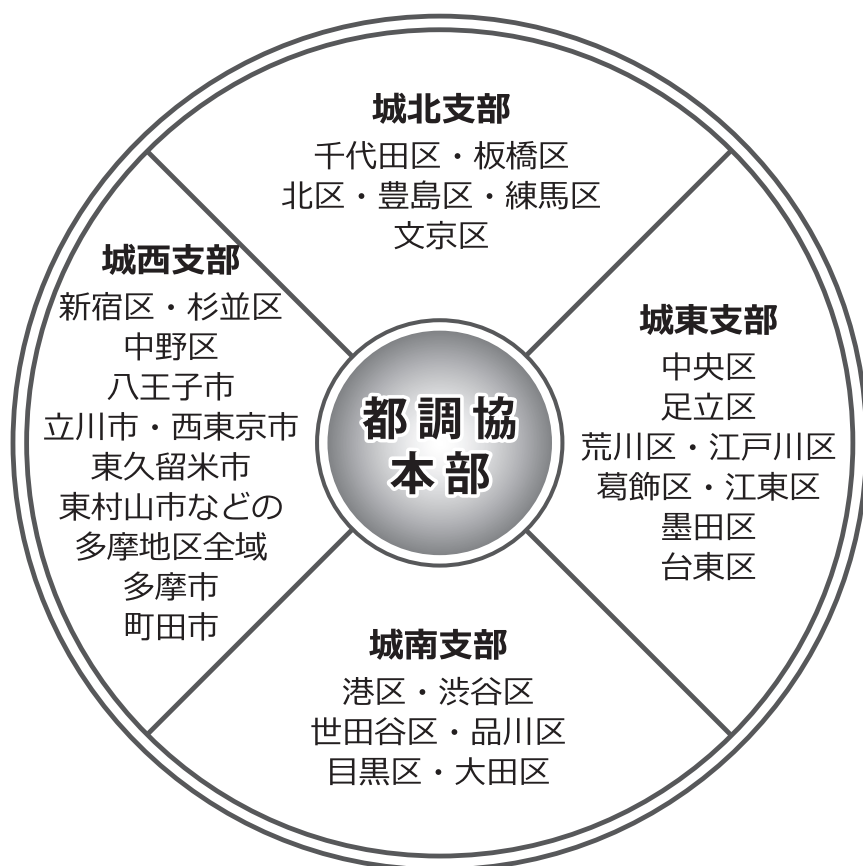
当協会は入会希望者に対して、一般消費者及び探偵・調査業界に害をなすと思われる業者を完

全に排除するため多項目の規程を設け、厳格な入会審査を実施しています。さらに会員に対しては技術の向上、倫理の徹底を図るため定期的に警視庁係官、弁護士等を講師とした教育研修会を実施し会員の意識向上に努めております。

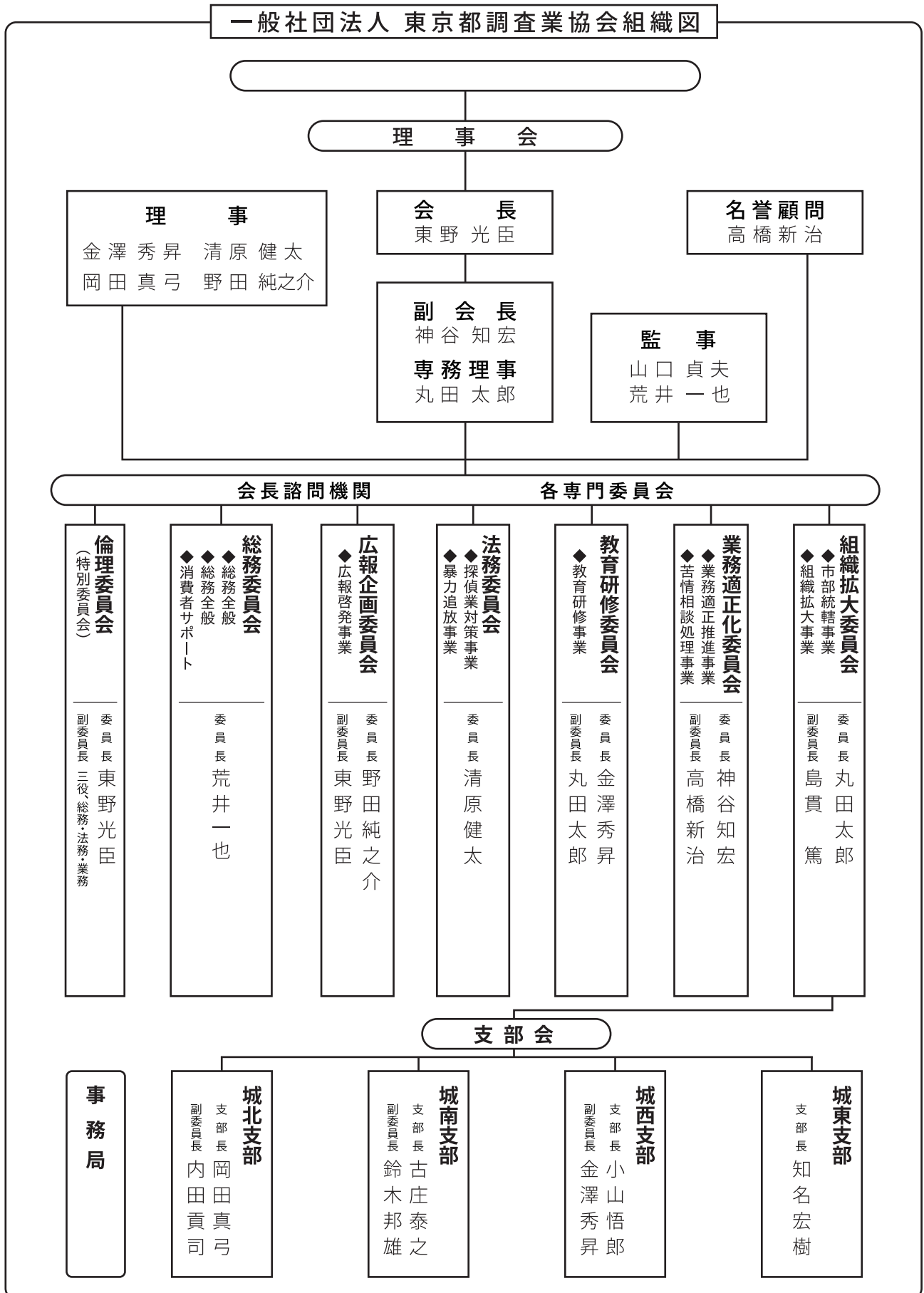
これらの一環として、苦情処理機関を設置し、一般消費者からの苦情相談を受けて、会員・未加盟員を問わず苦情処理業務を行い、苦情の多い会員には業務改善指導をなし、業務改善がなされない場合には「除籍処分」としています。従って、悪質業者は当協会の会員として存在できないことになっています。

探偵・調査業界には、誇大広告と思われるホームページを掲載している悪質業者が少ないながら存在し、利用者に不安を抱かせていることも現状です。

当協会は、発足以来、業界を健全化し、正当な探偵・調査業者が消費者の方々から、正当な評価を受け、安心して調査の依頼ができるような環境づくりに取り組んでいます。



協会組織図



一般社団法人

東京都調査業協会倫理綱領

一、職責自覚

会員は、探偵業の業務の適正化に関する法律を遵守し、業務を公平公正に実施するよう努めること

二、信義誠実

会員は、調査を誠実に実施して正確を期し、信義を重んじ適正な料金とするよう努めること

三、法令遵守

会員は、業務の遂行に当たっては常に法令を遵守し、社会倫理および公序良俗に反することのないように努めること

四、人権尊重

会員は、常に人権尊重、擁護に配意し、他人の名誉権益を棄損したり差別調査を行ってはならない

五、自己研磨

会員は、常に人格を磨き、業務の知識・技能の向上に努めること

六、融和協調

会員は、互いに融和協調を図り、団結して業界の発展に努めること

一般社団法人

東京都調査業協会自主規制

一、基本的人権を侵害する調査は実施しない

二、公序良俗に反する調査は実施しない

三、人の平穏を害する調査は実施しない

四、調査結果の誇大及び虚偽の報告は行わない

五、不適正な広告掲載や非合法的な営業活動および調査は実施しない

広

告

欄



謹賀新年

一般社団法人 東京都調査業協会



株式会社 児玉総合情報事務所

代表取締役 金澤 秀昇

TEL03-3365-0015

東京都中野区東中野5-3-1 関口ビル3階

株式会社 東野調査事務所

代表取締役 東野 光臣

TEL03-6273-3290

東京都港区新橋6-5-4 DIKマンション新橋3階

株式会社九段調査事務所

代表取締役 内田 貢司

03-5357-1771

東京都千代田区九段北1-5-5 東建ニューハイツ九段313

品川調査事務所

代表 神谷 知宏

TEL03-5437-5455

東京都品川区西五反田2-15-10 グリンデル五反田703

C B 探偵事務所

代表 吉川 航平

☎0120-006-285

東京都豊島区南池袋2-6-8 興一ビル4階

探偵事務所フリーリー

代表 神山 由紀江

☎0120-348-678

東京都中野区東中野4-27

PIジャパン

所長 荒井 一也

TEL 03-3713-6534

東京都港区三田1-3-40 天翔麻布十番ビル810号室



VB ベリーベスト法律事務所



代表弁護士 萩原 達也

〒106-0032
東京都港区六本木1-8-7 MFPR六本木麻布台ビル11階

TEL **0120-666-694**
URL **<https://www.vbest.jp/>**

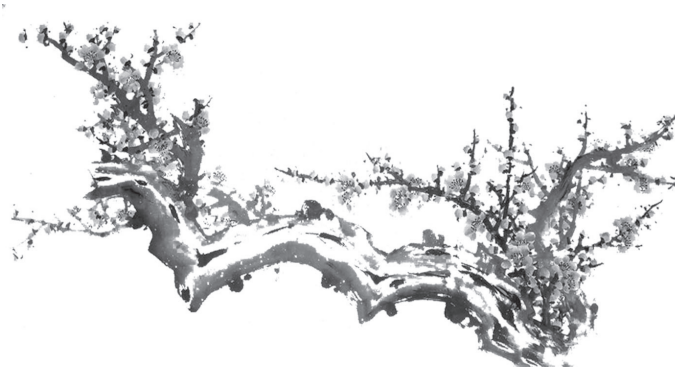
東京都調査業協会顧問



弁護士 小名雄一郎

〒107-0052
東京都港区赤坂1-1-17 細川ビル708号

TEL 03-3583-6277
FAX 03-3583-6547



埼玉県さいたま市中央区本町東1-9-10

埼玉県ふじみ野市西鶴ヶ岡2-4

茨城県守谷市百合ヶ丘2丁目4808-72

〒104-0061 東京都中央区銀座一丁目14番9号
銀座スワロービル8階

広

告

欄

まだ誰も知らない安心を、ともに。

あいおいニッセイ同和損保なら

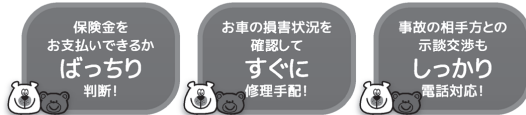
夜間・休日も事故対応



**24時間365日
平日同等の対応**

夜間・休日も当社社員が対応する専用のサービスセンターを作りました。これにより、夜間・休日でも平日と変わらない事故対応を実現しました！

夜間・休日でも、こんな対応ができるようになりました！



あいおいニッセイ同和損保
MS&AD INSURANCE GROUP

東京都渋谷区恵比寿 1 丁目 28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp>

公式HPは
こちらから



総合調査業（創業40年）

代表取締役

高橋新治



ホームページ <http://tokyo-kei.co.jp>

株式会社 TMR

東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階

TEL 03-3219-5391
FAX 03-3219-5396



探偵会社が運営するバイク屋です
追跡専用メンテ・改造
機材設置など、ご相談ください

TSM / ツイセンモータース 03-6659-5948
東京都墨田区菊川3-13-5

創業1983年 信頼と実績の総合調査

東京都弁護士協同組合特約店

神奈川県弁護士協同組合特約店
千葉県弁護士協同組合特約店
埼玉県弁護士協同組合特約店
山梨県弁護士協同組合特約店
長野県弁護士協同組合特約店
群馬県弁護士協同組合特約店
茨城県弁護士協同組合特約店

◎差別につながる調査や非弁行為と疑われる行為は致しません。

法曹関係調査

＊公示送達・付郵便の現地確認調査

＊債権回収に伴う隠匿資産調査

＊現勤務先・居所調査 ＊相続関係調査 ＊不貞関係調査

＊デジタル機器解析 ＊各種鑑定 ＊その他調査全般



代表取締役
金子 和男

企業関係調査

＊社員の素行調査 ＊企業信用調査 ＊反社関係調査
＊背任横領の調査 ＊盗聴・盗撮器調査 ＊その他調査全般

■金子和男プロフィール

三重県出身。警視庁警察官を退職後、調査業界入り。
旧態依然とした調査業の改革を实践すべく、1983年11月
に独立開業。

■主な経歴・役職

(社)千葉青年会議所元常任理事
千葉商工会議所青年部元理事・監事
千葉ロータリークラブ(1994～95年・1995～96年/幹事)

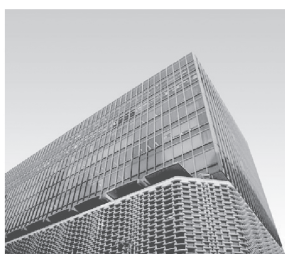
個人関係調査

＊不貞関係調査 ＊所在・行方不明調査 ＊結婚前調査
＊いじめ対策調査 ＊盗聴・盗撮器調査 ＊その他調査全般

株式会社 愛晃リサーチ

☎0120-545-432

調査のアイコン 検索



東京本部

東京都港区新橋
2-16-1
ニュー新橋ビル7F



千葉本社
千葉市中央区中央
2-8-5
ジュビタービル8F



西東京営業所
東京都立川市錦町
1-4-20
TSCビルディング5F



横浜営業所
横浜市中区桜木町
2-2
港陽ビル3F



埼玉営業所
さいたま市浦和区
岸町7-6-1
日神パレステージ浦和3F

あなたが抱える不安や 揉め事を「プロ」が解決



探偵マッチング
探まち

交際相手や旦那の浮気、過去の恋愛遍歴が知りたい。

インターネットで中傷されて困っている。

小さい頃、離婚した両親に会いたい。

社内不倫、パワハラ対策の相談をしたい。

中途採用した社員に関して信用調査をしたい。



探まっちとは

創業75年日本屈指!!老舗の探偵事務所「児玉総合情報事務所」が運営する、探偵マッチングサービスです。面談による厳粛な審査を通過した、本当に信頼できる探偵だけをご紹介します。最適なマッチングで、貴方のお悩みを解決いたしましょう。どんなお悩みでも、お気軽にご相談くださいませ。

3つの安心

探偵のサポートも!!

創業75年 日本の老舗探偵社が運営する探偵社ご紹介サイト



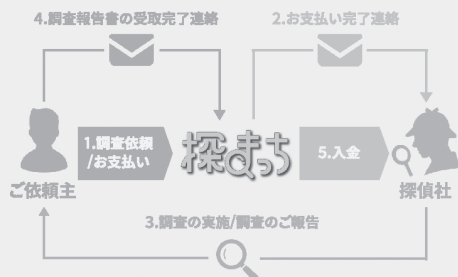
日本に6000社ある探偵社のなかでも日本屈指の歴史を持ち、民間の探偵養成講座を最初に始めた探偵社である株式会社児玉総合情報事務所が運営しております。

弊社は一般の方に探偵社の活用方法に関する情報発信やアドバイスをを行い、探偵業界の健全化、及び堅実な運営を徹底して行っております。

お客様に安心してご利用いただき、問題解決の貢献をすることが私たちのモットーです。

ユーザーも探偵も安心!!

業界初!! 調査料金一時預かりシステムでトラブル未然防止



探偵社の中には、調査料金を後から多額に請求するなど、本当に調査を行っているかも不透明で悪質な探偵社もあります。

消費者センターの調べによると、探偵社とのトラブルは料金トラブルが最も多いというデータが出ているため、それを未然に防ぐシステムを取り入れました。

「探まっち」は調査料金を一時的にお預かりさせていただき、調査が完了してから探偵社へのお支払いという流れとなっております。

お客様がご納得された上でお支払いとなるため、不当な料金を支払うことがありませんので安心して依頼をすることができます。

オンライン面談で審査!!

厳しい審査基準、面談をクリアした探偵社を選定



株式会社児玉総合情報事務所は、探偵業界健全化及びコンプライアンス強化の徹底を行っております。

厳しい審査基準・面談を通過した探偵社のみが集まる「探まっち」だからこそ、お客様のご要望に合う探偵社をご紹介しますことができます。そのため「お願いしてよかった」との喜びのお声も日々いただいております。

また、専門家の指導を受け、法律を遵守しているかを適宜確認することで探偵社のコンプライアンスチェックを欠かさずしており、さらには探偵社に対しても相談窓口を設けてアドバイスをするなど、探偵技術の適正化・向上に貢献しています。

ご依頼の流れ

- ① 1分オンライン診断
- ② 探偵とマッチング
- ③ 仮払い
- ④ 依頼開始

探偵登録の流れ

- ① フォーム入力
- ② 審査
- ③ 登録
- ④ 依頼者からのオファーを待つ



デジタルフォレンジック 調査現場の最前線

デジタルデータソリューション株式会社

官公庁・企業で高まるフォレンジック需要

「デジタルフォレンジック」とは、PCやスマートフォン、サーバーなどのデジタル機器から不正や犯罪に関わる情報がないか調査する手法です。法廷での立証をはじめ、従業員の不正や犯罪の調査、ハッキングやマルウェア感染の原因調査といったサイバーセキュリティ分野でも活用されています。

2022年、かっぱ寿司の前社長が以前勤めていたライバル企業の営業秘密にあたるデータを不正に持ち出す事件が発生しました。最近では、2023年9月に双日の元社員が競合他社から営業秘密を不正に持ち出したとして、不正競争防止法違反の疑いで逮捕されるなど、社員による情報持ち出しの不正事案が増加しています。

サイバー攻撃被害も増加の一途をたどっています。ランサムウェア・マルウェアへの感染、外部からのハッキング・不正アクセスによる情報漏えい被害も増加しており、フォレンジック調査の需要が年々高まっています。

デジタルフォレンジックは専門業者に相談を

被害が発生した時の状態をしっかりと保っておくため、証拠保全が重要です。データの単なるコピーではなく、専用のツールを使用して対象の機器と全く同じクローンを作成する必要があります。

デジタルフォレンジックは、複雑かつ専門的な分野のため、自社調査や個人、格安の業者に依頼すると、情報の取り扱いを誤り、法的な証拠能力が失効してしまうリスクがあります。調査結果を法的証拠として扱いたい場合は、経験豊富で技術力のあるデジタルフォレンジック調査会社に相談することを推奨いたします。

当社は官公庁・上場企業・捜査機関・法律事務所・監査法人等から個人のお客様まで幅広い支持をいただいております、累積32,377件以上（※1）のご相談実績があります。

（※1）集計期間：2016年9月1日～



自社内に構えるフォレンジックラボで経験豊富なエンジニアが調査を行っています。



フォレンジック技術を用いた解析で捜査協力をを行い、捜査機関・警察署より感謝状をいただいた実績が多数あります。

デジタルフォレンジックで調べられる項目

デジタルフォレンジックで、調査できる項目は多岐にわたり、各方面に調査することから問題解決に貢献します。



PCで最近開いた ファイル履歴の調査

- いつどのファイルを開いたか
- どのような操作をしたか



USBメモリや外付けHDD などの接続履歴の調査

- USBメモリや外付けHDDなどをパソコンに接続したか
- いつどのような操作をしたか



インターネットおよび 社内サーバアクセス履歴の確認

- インターネット上のクラウドサービスを利用したか
- 社内サーバ上のファイルにアクセスしたか



削除したファイルの 調査

- いつどのファイルを削除したか
- 権限のないファイルの利用あるか



サイバー攻撃者の 侵入経路

- サイバー攻撃者が何の脆弱性を利用したか
- どこから侵入したか
- 感染した端末はどれか



プログラムの 実行履歴の確認

- 不審なプログラムが実行されていないか
- 最終実行日時はいつか
- 実行回数はどのくらいか

デジタルフォレンジックの調査事例

調査・解析作業だけでなく、インシデントの対応を一気通貫で行います。



社内不正

不正会計や情報持ち出しなどの
不正事案調査



サイバー攻撃

マルウェア感染や
不正アクセスの調査



情報漏洩

ウェブ・ダークウェブ上から
流出情報を特定



パスワード解析

PCやスマホ・暗号通貨の
パスワード解析



ログ解析

サーバやネットワーク機器の
ログを解析



車両事故

サーバやネットワーク機器の
ログを解析

お問い合わせ先



0120-900-952

(年中無休・24時間受付)

「都調協だよりを見た」とお伝えください。

MAIL : info@digitaldata-forensics.com

URL : <https://digitaldata-forensics.com/>

デジタルデータフォレンジック

検索



編集後記

こんにちは、この度後記を務めさせていただく広報企画委員長の野田純之介です。

後記ということで、最近の若者が物事をどのように考えているのかを少し知ってもらえればと素直な気持ちで書かせていただきます。

私は今年で25歳となり20代も折り返しとなつてまいりました。ある作家が「30歳成人説」を唱えており、私もそれに賛同しているのですが、「成人」の皆様と仕事やプライベートでお付き合いする中で自分の至らなさを痛感する毎日です。

昨年、成人年齢が18歳に引き下げられ、成人について各所で議論がなされていました。確かに私は法律上は成人であり、昔よりは視野が広がったと自負してはいます。それでも20代と30代では何か大きな隔たりを感じずにはられません。それが経験によるものなのかどうか未だに答えは出ていませんが、もし経験によるものであるならば努力を惜しまない覚悟です。

長々となりましたが、本誌を作成していく過程で改めて感じるものがあつた為、お話をさせていただきました。あくまで「編集後記」ということでご容赦下さい。

この度は都調協だよりのご愛読、ありがとうございました。

一般社団法人 東京都調査業協会
広報企画委員長／野田 純之介



表紙写真（富士山）

【広報企画委員会】委員長／野田 純之介
副委員長／東野 光 臣
委 員／清原 健 太
荒井 一 也

消費者調査サポートセンターのご案内

消費者調査 サポートセンター

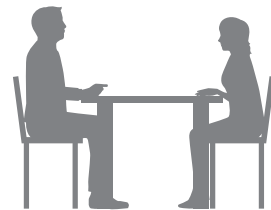
「どこにも頼るところがない」「誰に相談してよいのかわからない」と思った時には、まず、当協会の「消費者調査サポートセンター」へお気軽にご相談ください。調査のプロが親身になって対応致します。

【電話番号】☎0120-109-490

【メール相談】info@tochoukyou.jp

【無料相談フォーム】当協会ホームページ「相談窓口」

★★★相談無料・年中無休・24時間対応★★★



都調協だより

2024.1 No.103



Tokyoto Investigation Service Association

一般社団法人
東京都調査業協会
【事務局】東京都千代田区岩本町2-6-12 曙ビル4階
TEL 03(3861)2301(代表)

令和6年1月5日発行 第103号
発行所 一般社団法人 東京都調査業協会
発行人 東野光臣
編集人 野田純之介
制作 (有)アイ・エム・プランニング
定価 330円

一般社団法人 東京都調査業協会

差別は 許されません！



差別につながる身元調査を
しない決意、させない社会

就職や結婚のときに、出身地や家庭環境
を調べる身元調査は、いまずぐやめましょう。

知っていますか？ 同和問題（部落差別）のこと

同和地区（被差別部落）の出身という理由で様々な差別を受け、
基本的人権を侵害されている人々がいます。

部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。
2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。
2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを明記し、
部落差別のない社会を実現することを目的として、平成 28(2016) 年に施行されました。

差別をなくすためには、
同和問題（部落差別）を正しく理解し、行動していくことが大切です。